（別紙）

住吉区役所空家対策情報冊子協働発行に関する協定書（案）

　大阪市（住吉区役所）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、住吉区民の空き家に役立つ情報をより分かりやすく提供するため、住吉区空家対策情報冊子（以下「冊子」という。）の発行に関し、次のとおり協定を締結する。

　（総則）

第１条　甲及び乙は、官民協働の精神に基づき、協働して冊子を製作し、乙より甲に納入するものとする。

２　甲は第２条第１項に定める仕様書に基づきこれを配布するものとする。

３　甲及び乙は、この協定書に基づき、協定の内容を誠実に履行しなければならない。

　（冊子の製作等）

第２条　冊子の発行年月、規格、数量及び引渡し場所等は、「別添　仕様書」のとおりとする。

２　甲は、冊子作成に係る必要な情報を乙に提供するものとする。

３　乙は、冊子に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、冊子を製作するものとする。

４　乙は、冊子の製作に要する費用を負担するものとし、その費用は乙が獲得する広告収入によりすべてまかなうこととする。ただし、甲が乙に提供する情報作成費用は、甲の負担とする。

５　冊子に掲載する情報や広告に対し、甲が検査を行い承認したものについてのみ冊子に掲載するものとする。

６　冊子の校正作業は、甲及び乙が協力して行い甲の校了をもって製作するものとする。

　（広告の販売等）

第３条　冊子に掲載する広告の仕様及び内容は、「大阪市広告掲載要綱」、「住吉区役所広告掲載要領」の内容を満たすものとする。

２　乙は、広告主を募るに当たって、協働を基本に甲と協力し、地域事業者に対し十分な説明を行い、広告の販売を行うものとする。

乙から依頼があった場合は、甲は必要と認める範囲で、地域団体等に対し協力要請を行ない、乙の支援を行うものとする。

３　乙は、広告募集活動において、事前に甲の承諾を得た上で甲の市章等を使用することができる。

４　乙は本協定の履行に関して、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

　（冊子の発行に関する責任）

第４条　甲及び乙は、冊子の発行に関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。

２　甲が乙に提供した情報に係る苦情等に関し、甲はその責任を負うものとする。

３　乙は、乙が主体的に掲載した情報及び広告掲載に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

　（発行の見直し等）

第５条　冊子は、協働を基本として実施するが、社会情勢の変動や甲又は乙の責めに帰する理由により、その発行に不適切な事情が生じた場合には、甲乙協議の上、発行の全部又は一部を中止することができる。

２　前項の規定による中止のために要した費用については、甲の責めに帰するものは甲が、乙の責めに帰するものは乙が負担するほか、甲乙いずれにも帰責事由がない場合は、甲乙協議の上、それぞれが負担するものとする。

（損害賠償）

第６条　乙は、この協定の履行に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

　 (第三者への損害)

第7条　この協定の履行に関し第三者に損害を与えた場合の処理は、甲の責めに帰する事由によるものは甲が、乙の責めに帰する事由によるものは乙が、その負担と責任において、一切を行うものとする。

（電子書籍等への転用）

第８条　冊子又は冊子に掲載された情報について、利用者の利便性の向上を推進するため、次項に規定するＷＥＢ環境を用いた電子書籍等へ転用することができるものとする。

２　電子書籍は次の情報サイトで提供できるものとする。

（１）甲が運営するサイト（ホームページ等）

（２）乙が運営するサイト（地域情報サイト等）

（３）その他、甲及び乙の双方が認めるもの

３　甲及び乙のそれぞれのサイトに掲載する電子書籍については、それぞれの責任と費用負担において製作・管理・運営を行うものとする。

４　甲の申し出があった場合、乙は乙のサイトに掲載する電子書籍の内容の修正を行う。ただし、その修正の範囲は甲乙協議の上、決定するものとする。

　（権利義務の譲渡等の制限）

第９条　乙は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（著作権の帰属）

第１０条　甲が所管する発行物やそれに付随するイラスト等を乙に提供する場合、その発行物等の著作権は、すべて甲に帰属し、乙が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、甲の許可を得るものとする。また、乙が製作する発行物やそれに付随するイラスト等の著作権は、乙に帰属し、甲が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、乙の許可を得るものとする。ただし、第８条に関連する場合は手続きを省略するものとする。

（機密の保持）

第１１条　甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

　（協定の期間）

第１２条　協定の期間は、協定の日から令和７年10月31日までとする。ただし、第１条第２項、第４条、第８条、第10条及び第11条については、本協定が終了した後も有効に存続するものとする。

（事業完了の報告書の提出）

第１３条　乙は、本業務完了後、精算報告を含んだ事業完了の報告書を提出する。

（その他）

第１４条　冊子は、甲及び乙の信義誠実を基本として発行するが、この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

　この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲及び乙の記名押印の上各自１通を保有する。

　　令和　　　年　　月　　日

甲　大阪府大阪市住吉区南住吉３丁目15番55号

大阪市

協定締結担当者

住吉区長

　　　　乙　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　　　〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　　　〇〇〇〇